

2023.12.6

電子的記録に対する「コントロール」と財産権 ～近時の海外の議論の動向～

1 はじめに

近年、暗号技術とブロックチェーンを用いた分散台帳技術の導入等により、暗号資産取引に代表されるような、電子的記録の事実上の排他的コントロールを前提とする取引が盛んに行われるようになってきている。この状況を踏まえ、ここ数年、諸外国において、事実上のコントロールが可能な電子的記録を財産権の客体として認め、かかる電子的記録に対してコントロールを有することに一定の法的効果を認める方向性での提言及び立法の検討がなされてきた¹。

まず、ユニドロワ (International Institute for the Unification of Private Law。私法統一国際協会) においては、2020年よりデジタル資産に係る法律問題に関し各国における法改正や法解釈の指針となる一定の原則を定めることをねらいとして、「Digital Assets and Private Law」というプロジェクトが始動した。そして、このプロジェクトにおいて行われた数次にわたるワーキンググループでの検討等を経て原則 (Principles) 案の作成が進められ、「デジタル資産の私法に関する原則 (UNIDROIT PRINCIPLES on Digital Assets and Private Law)」（以下「本原則」という。）が策定され、2023年5月10日に理事会において採択された。

米国では、2019年より American Law Institute (以下「ALI」という。) 及び Uniform Law Commission (以下「ULC」という。) によって指名された Joint Study Committee on the Uniform Commercial Code and Emerging Technologies が Uniform Commercial Code (以下「UCC」という。) の改正案の検討、起草を行い、最終的に「Controllable Electronic Records」(以下「CER」という。) に関する規定の創設を含む UCC の改正案 (以下「改正 UCC」という。) が作成され、2022年5月に ALI において承認され、また同年7月に ULC において承認された。なお、UCC はモデル法案であり、今後各州がこれを採択して州法とすることで法令として効力を有することとなることが想定されている。

英国では、2022年7月に英国の法令改正等について調査、提言等を行う法令上の独立の機関である Law Commission より、デジタルアセットに関するイングランド及びウェールズ法の適用又は改正に関する提言案「Digital Assets: Consultation Paper」(以下「Consultation Paper」という。) が公表されこれに対する意見募集が2022年11月にかけて実施された。そして、これに対して寄せられた意見を集約しコメントを加えた最終提言「Digital Assets: Final Report」(以下「Final Report」という。) が、2023年6月に Law Commission より公表された。

これら三つの提言・法改正の内容は極めて詳細かつ多岐にわたり、その全体像をここで紹介することは到底で

¹ 電子的記録に対するコントロールに一定の法的効果を与えることの検討は、分散台帳技術が登場する前から、例えば、UNCITRAL (国連国際商取引法委員会) 第4部会における「電子的移転可能記録」についての検討の中で行われていた。かかる検討は2011年から始まり2017年に「電子的移転可能記録モデル法 (MLETR)」として取りまとめられた。MLETR は、商取引において用いられる「移転可能な証書または文書」(為替手形、小切手、約束手形、荷物引換証、船荷証券、保険証券等) と機能的同等性が認められる電子データの要件の一つとして「当該電子記録をコントロールすることができること」を求め、かかる要件が満たされれば他の要件の充足と相まって、当該電子記録に「移転可能な証書または文書」と同等の法的機能を認めようとするものである。日本においては、MLETR を参考として、法制審議会商法部会において、「船荷証券の電子化」を実現するための商法の規定の見直し作業が行われており、本年3月には「船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案」が公表され、かかる中間試案においては、電子的船荷証券記録のコントロールにあたる「支配」の概念を創出し、電子的船荷証券記録の要件の一つを「電子的船荷証券記録の支配をすることができるもの」とすることが提案されている。

しかし、MLETR は、電子的記録自体の私法上の位置づけに言及するものではなく、また、そこで「移転可能な証書または文書」との機能的同等性の要件の一つとして求められる「コントロール」の内容は、分散型台帳技術の存在を前提としたものではなく、起草の過程では、registry model (中央管理機関の管理する登記簿において電子的移転可能記録の内容や、誰がどの電子的移転可能記録に対して支配を有しているかといった情報を管理し、その移転の場合には登録簿上の「支配」を有している者についての情報を書き換えるといった仕組み) も念頭に置かれていた (小出篤「UNCITRAL 電子的移転可能記録モデル法」商事法務編「商事法の電子化に関する研究会の報告書—船荷証券の電子化について」(2022年) (別冊 NBL179号) 別添544頁)。その意味で、電子的移転可能記録に関する取り組みは、暗号技術とブロックチェーンによる分散台帳技術を利用して達成されている電子的記録に対する事実上のコントロールを背景に、当該電子的記録自体についての私法上の位置づけを明確化しようとする以下に述べる近時の取り組みとは明確に区別して検討されるべきであり、本ニューズレターでは立ち入らないこととする。

きない。本ニューズレターは、それぞれの提言・法改正が、電子的記録が財産権の客体となるためにいかなる要件を求めているか(「コントロール」の要件を含む。)、かかる要件を満たした電子的記録に対してコントロールを有することによりいかなる法的効果が認められ得るとしているかという視点から、その主要なポイントを紹介するものである。

2 「デジタル資産の私法に関する原則」(ユニドロワ原則)

(1) “proprietary rights”の客体となる「デジタル資産」

本原則は、法は「デジタル資産」が **proprietary rights** の客体となるよう定めるべきであるとの提言を行った(本原則 Principle 3(1))。

(a) 「デジタル資産」の定義

proprietary rightsの客体となる「デジタル資産」は、「コントロールの対象となり得る電子的記録(電子的媒体又は他の無形的媒体により保存され、引き出し可能なもの)」と定義されている(本原則Principle2(2))。かかる定義中の「コントロール」については、以下の要件を満たせば人が「デジタル資産」を「コントロール」しているとみなされるという形で定義されている(本原則Principle6(1))。

- ① 当該「デジタル資産」又は関連するプロトコル又はシステムがその人に対して、(i)当該「デジタル資産」から得られる利益のほぼ全てを取得できる能力、(ii)第三者が当該「デジタル資産」から得られる利益のほぼ全てを取得することを妨げ得る排他的な能力及び(iii)コントロールを他人に移転できる排他的な能力を与えるものであり、かつ
- ② 当該「デジタル資産」又はそれに関連する記録から、その人が当該「デジタル資産」について上記①の能力を有する者であることを識別できるようになっていること。

「コントロール」は、事実上の概念であるが²、本原則に定める様々の法的効果の発生要件となると説明されている(本原則Commentary 6.1)。

(b) **proprietary rights**の意義

proprietary rightsは、財産上の効果を有する財産的な権利又は利益を含み、契約関係のない第三者にも主張できる(典型的には、債務者の破産管財人が破産財団のために第三者に主張する場面が想定される。)権利又は利益を含むと説明されている(本原則Commentary 3.3)。

「デジタル資産」について、人はいかなる要件のもとで(具体的に)いかなる**proprietary right**を取得するか、いかなる要件のもとでかかる**proprietary right**を他人に移転することができるかについては、本原則において提言する事項を除き、**other law**(各国の法律であって、本原則の内容を実現することを意図した法律以外の法律)が適用される(本原則Principle 3(3)(a)(b))。

(c) 他の資産とリンクした「デジタル資産」

「デジタル資産」には、暗号資産のようにそれ自体に財産的価値があるものの他、他の資産(債権、動産、不動産等)と何らかの形でリンクしたものも含まれる。

ただし、「デジタル資産」とそれにリンクした他の資産との法的関係(デジタル資産の移転と当該他の資産の移転の関係等)については、**other law**が適用されるとされ(本原則Principle 4)、本原則は具体的な提言を行っていない。

(d) 「デジタル資産」の外延

「デジタル資産」の中核は暗号資産であるが、それに限られるものではない³。本原則のCommentaryは、「デジタル資産」の外延に関していくつかの例を挙げて説明する中で、「ハードドライブにおいて記録され、パスワードで保護されたエクセル又はワードファイル」について、上記(a)の「デジタル資産」の定義は満たすが、その取得及び処分を可能にするプロトコルを伴わない限り本原則の恩恵を受けることはできないとしている(本原則Commentary 2.17)。

² 事実上の概念であるがゆえに、間接占有に相当する間接コントロールのような概念は本原則では使われていない(神田秀樹ほか「神田秀樹先生に聞くデジタル資産と私法に関する UNIDROIT の原則案(上)」NBL 1223号 10頁(2022))。

³ 神田・前掲注(2) 12-13頁

(2) 「デジタル資産」に対して「コントロール」を有することによる法的効果

(a) **proprietary rights**の帰属・行使の要件としての「コントロール」

本原則は、上述のとおり**proprietary rights**の移転の要件は**other law**に委ねているとしつつ、多くの場合において、**proprietary rights**の移転には「コントロール」の移転が伴うであろうが、そうでない場合もあり得、「所有権」は別の人に移転したが「コントロール」は元の人に残っているという状況、つまり、**proprietary rights**の帰属権利者が「コントロール」を有していない場合を認める法制もあり得る旨述べている(本原則Commentary 6.5)。

また、「コントロール」の保有を**proprietary interests**の第三者効の要件とする法制もあり得るとしている(本原則Commentary 6.4)。

(b) 善意取得(**innocent acquisition**)

本原則は、「デジタル資産」のコントロールを取得し、適用される法律における善意取得の要件を満たす者(**innocent acquirer**)は、かかる「デジタル資産」を他の者の**proprietary rights**の対抗を受けることなく取得するというを特に定めている(本原則Principle 8(1), (2), (3))。

(c) 預託(**custody**)

本原則は、顧客から契約に基づき「デジタル資産」を取得しそれについてのコントロールを顧客のために保持するサービスを提供する者(カストディアン)と顧客との法律関係について、カストディアンが顧客に負う義務、カストディアンの倒産時における「デジタル資産」の取り扱い等についてかなり詳細に定めている。

この中で、特に、カストディアンの倒産手続きが開始した場合、カストディアンが顧客のためにコントロールを保持している「デジタル資産」は、当該倒産手続きにおける債権者のための責任財産に含まれない旨の定め(本原則Principle 13(2))が注目される。

(d) 担保取引(**secured transactions**)

本原則は、「デジタル資産」が担保権の客体となり得ることを述べた上で(本原則Principle 14 (1))、担保権者が「デジタル資産」のコントロールを有している場合、かかるコントロールを以て当該担保権が第三者に対しても効力を有することとなること(本原則Principle 15)、そのような形で第三者に効力を主張できる担保権は、それ以外の方法で第三者に効力を主張できる担保権に優先することを定めている(本原則Principle 16)。

3 改正UCC

(1) **General Intangible**に含まれる**Controllable Electronic Records (CER)**

UCCは、担保取引(**secured transaction**)について定めるArticle 9の定義規定(UCC Section 9-102(42))において、担保物の一類型として、同規定に列挙する特定の種類の債権、動産を除く**personal property**を「**general intangible**」と定義し、同定義の中で、それに含まれるものとしてソフトウェア等を特に例示しているところ、改正UCCは、かかる例示に**CER**を新たに加えた。

(a) **CER**の定義

改正UCCは、**CER**を、「コントロールの対象となり得る電子的媒体に保存された記録」と定義した(UCC Section 12-102)と。

かかる定義中の「コントロール」については、以下の要件を満たせばある者が**CER**のコントロールを有していることとなるという形で定義されている(UCC Section 12-105)。

- ① 当該電子的記録又はそれに付随する記録又はそれを保存するシステムがその人に対し、(i)当該電子的記録から生じるほぼ全ての利益を利用できる能力、(ii)他の者が当該電子的記録から生じるほぼ全ての利益を利用することを妨げ得る排他的能力、及び(ii)当該電子的記録のコントロール

を他の者に移転させ、又は他の者に電子的記録を移転することにより当該他の者に別のCERについてのコントロールを与える排他的能力を与えるものであり、かつ

- ② その者が自らを上記①の能力を有するものとして容易に識別できる(氏名、ID番号、暗号キー、口座番号等により)ようになっていること。

(b) CERがGeneral Intangibleに含まれるとされたことの意義

general intangibleは、担保物の一類型を定めるものであるが、特定の種類の債権、動産を除くpersonal propertyとして定義されていることから、改正UCCがCERをgeneral intangibleに含まれるものとして例示したということは、CERはpersonal propertyに含まれるものであるという立場に立っていることを意味する。

英米法においては、propertyは、real property(土地及びその定着物としての建物)とpersonal property(real property 以外のproperty)に大別され、property rights(利用し、侵害の排除を求め、また移転する権利等、対世的に行使できる権利)の客体となる⁴。

従って、CERがpersonal propertyに含まれるという改正UCCの立場によれば、CERはproperty rightsの客体となることとなる。

なお、改正UCCは、CERがproperty rightsの客体となることを前提として、CERについてのproperty rightをいかなる要件で取得するか、(具体的に)いかなるproperty rightを取得するかについては、CERについて定めているArticle 12 に定めるほかは、他の法律に委ねるとしている(UCC Section 12-104(c))。

(c) 他の資産とリンクしたCER

改正UCCは、CERにリンクされたaccount⁵としてcontrollable account、CERにリンクされたpayment intangible⁶としてcontrollable payment intangibleを新たに定義した。

- ① Controllable Account(以下「CA」という。)

「CERにより証明されるaccountであり、債務者がCERについてコントロールを有する者に支払うことを約したものと定義されている(UCC Section 9-102(a)(27A))。

- ② Controllable Payment Intangible(以下「CPI」といい、「CA」と併せて「CA等」という。)

「CERにより証明されるpayment intangibleであり、債務者がCERについてコントロールを有する者に支払うことを約したものと定義されている(UCC Section 9-102(a)(27B))。

なお、改正UCCは、ある者がCA等について具体的にいかなる権利をいかなる要件で取得するかについて、CERを定めたArticle 12 に定めるほかは、他の法律に委ねるとしている(UCC Section 12-104(a)(c))。

(d) CERの外延

ALI及びULCによる改正UCCの解説⁷は、コンパクトディスクに格納された音楽、電子メールメッセージ、デジタルフォト、ソーシャルメディアのプラットフォームに保存された情報などを、「電子的媒体に保存された記録」の例として挙げつつ⁸、これらのほとんどは「コントロールの対象となる」との要件を満たさないと述べ、例えば、ソーシャルメディアの「ページ」に関する利用規約は、一般的に、ユーザーにSection 12-105で定義されているような「排他的なコントロール」を与えるものではないとしている⁹。

(2) CERに対してコントロールを有することによる法的効果

⁴ Alicia B. Kelly & Nancy J. Knauer, “Property Law A Context and Practice Casebook” (Carolina Academic Press) 5-6 頁

⁵ account とは、deposit account 等 account の語を含む一定の用語において使用される場合を除き、以下の事項にかかる金銭債務の支払いを受ける権利をいうものとされている (UCC Section 9-102(a)(2))。 (i)売却、リース、ライセンス、譲渡、その他の処分がなされた、またはなされる予定の財産、(ii)提供されたまたは提供される予定の役務、(iii) 発行されたまたは発行される予定の保険証券、(iv)発生したまたは発生する予定の二次的債務、(v)提供されたまたは提供される予定のエネルギー、(vi)チャーター契約またはその他の契約に基づく船舶の使用または賃借、(vii)クレジットカードまたはチャージ機能付きカード、またはカードに含まれもしくはカードと共に使用するための情報の使用から生じるもの、(viii)国、国の政府機関、または国もしくは国の政府機関から運営を認可された者が運営または後援する宝くじまたはその他の偶然の賭博における賞金。

⁶ payment intangible とは、債務者の主たる債務が金銭債務である general intangibles をいうものとされている (UCC Section 9-102(a)(61))。

⁷“Uniform Commercial Code Amendments (2022) Drafted by the Uniform Law Commission and the American Law Institute With Prefatory Note and Comments” (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws and The American Law Institute, June 1, 2023)

⁸ 前掲注 7・237 頁 (“Controllable electronic record.”の解説箇所)

⁹ 前掲注 7・237 頁 (“Controllable electronic record.”の解説箇所)

(a) 善意取得(qualifying purchaser)

(i) CERについての善意取得

CER又はCERの利益の購入者で、当該CERについてのコントロールを善意で取得した者(qualifying purchaser)は、当該CERに係る権利を、他の者の権利の対抗を受けることなく取得する(UCC Section 12-104(e))。

(ii) CA等についての善意取得

CA等又はCA等の利益の購入者で、当該CA等についてのコントロールを善意で取得した者(qualifying purchaser)は、当該CA等に係る権利を、他の者の権利の対抗を受けることなく取得する(UCC Section 12-104(a)(e))。CA等の購入者がqualifying purchaserか否かを判断するにあたり、当該購入者が当該CA等を証明するCERについてのコントロールを取得した場合は、当該CA等についてのコントロールを取得したものとみなす(UCC Section 12-104(b))。

(b) 担保取引

(i) CER上の担保権

CER上の担保権の対抗要件は、当該CERについてコントロールを取得することにより具備される(UCC Section 9-314(a))。

(ii) CA等上の担保権

CA等上の担保権の対抗要件は、当該CA等についてコントロールを取得することにより具備される。当該CA等についてのコントロールは、当該CAを証明するCERのコントロールを取得することにより取得したとみなされる(UCC Section 9-107A))。

(c) CA等についての支払免責

CA等の債務者は、以下の者に支払った場合、免責される(UCC Section 12-106(a))。

①CA等を証明するCERについてコントロールを有している者、又は

②CA等を証明するCERについてコントロールを有していた者(ただし、当該債務者がコントロールが移転した旨の所定の要件を満たした通知を受け取っていない場合に限る。))。

4 Law Commission Final Report

(1) Personal PropertyのThird Categoryを構成するdigital assets

イングランド及びウェールズ法によれば、personal property は、things in possession (占有により利益を享受できる property であり、日本法における動産に類似する概念) と things in action (特定の者に対して請求することにより利益を享受できる property であり日本法における債権に類似する概念) に分けられるところ、Final Report は、digital assets は、一定の要件を満たせば、things in possession でもなく things in action でもない第三のカテゴリーの personal property (third category things) とみなされるべきこと提言する (Final Report 4.1)。

(a) third category thingsとなるための要件

①人や法制度から独立して存在する¹⁰。

②競合的(rivalrous)であること(ある者が使用・消費すると必然的に他の者の使用・消費が妨げられること)¹¹。

Final Reportは、上記要件を満たしthird category things とみなされるdigital assetsを、「digital objects」と称する(Final Report 3.64)。

¹⁰ 人からの独立性は property が売買等の取引の対象となるために必須の要件であり (Consultation Paper 5.30)、法制度からの独立性は、債権や法律により創出された知的財産権などと区別するために必要な要件である (Final Report 4.23) と説明されている。

¹¹ Final Report は、本原則及び改正 UCC においては「コントロール可能性」が「デジタル資産」及び CER の要件とされていることに言及し、「コントロール可能性」を要件とするか、競合的であること (rivalrous) を要件とするかで結果において違いはほとんどないしつつも、コントロールがそれを保持している人の利用能力に着目しているのに対し、競合的 (rivalrous) という概念はもの (thing) 自体の性状にフォーカスしたものであるといった点等に鑑み、当該もの (thing) を定義する要素としては rivalrous がより適切であるとする (Final Report 4.30)。

- (b) digital assetsがthird category things としてpersonal propertyに含まれることの意義
digital assetsがpersonal propertyに(そのthird categoryとして)含まれるなら、当該digital assetsはpersonal property を客体として生じるproperty rights (personal property rights) の客体となる(Final Report 4.1)。
- (c) 他の資産とリンクするdigital objects
Final Reportは、digital objectのユースケースとして、他の資産(株式、債券、土地等)とリンクさせる仕組みについて言及するものの(Final Report 4.56以下)、かかる仕組みについての具体的な提言は行っていない。
- (d) digital objectsの外延
Final Reportは、digital objectsの中核はcrypto tokenであるとしつつ、crypto token以外のもののdigital objectへの該当性に関していくつかの例を挙げて説明している。
その中で、digital files (文字、映像、音声、コード、機械言語等の情報がハードディスク、USBフラッシュドライブなど有形物の媒体に記録、保存されたもの)に関しては、digital objectsに該当しないとConsultation Paperにおける暫定的結論に対し寄せられた賛否の意見を踏まえ、かかる暫定的結論を一応維持しつつも、現在及び将来においてpersonal property rightsの対象となり得るようストラクチャーされる可能性は否定しないと、その可能性は当該digital filesに適用される技術、設計次第であるとしている¹²(Final Report 4.87)。

(2) digital objectに対してコントロールを有することによる法的効果

<コントロールの意義>

コントロールの意義について、Consultation Paperにおいては、ある者が、①digital objectについて他人を排除し、②当該digital objectにおいて可能な用途に供することができ、かつ③上記①②の能力を有する者として自らを示すことができる状態にある場合、当該者は、その時期において当該digital objectについてコントロールを有しているということができると説明されていた(Final Report 5.10)。Final Reportにおいては、コントロールとは、third category thingsへのアクセスを排除又は許容することができ、当該third category thingsを利用できる状態にすることができる能力という事実上の概念であると説明されている(Final Report 5.2)。

Final Reportは、このようなコントロールの意義を前提に、digital objectにコントロールを有することによる法的効果として、以下の事項について詳細な検討、提言を行っている。

(a) property rightsの帰属の要件としてのコントロール

イングランド及びウェールズ法においては、財産的利益の享受を請求し得る力の相対的な強さを示す「title」という概念があるところ¹³、digital objectがpersonal propertyに含まれる以上、当該digital objectについてtitleを有する人が当該digital objectのコントロールを有していないという場合があり得ることについてはほぼ異論がないとされている(Final Report 5.45)。

他方、別人が優越するtitle¹⁴を有している場合でも、コントロールを有することにより何らかのproperty rightsを取得し得るかという点については見解の相違がある¹⁵。

Final Reportは、見解の相違があることを踏まえつつも、「third category thingsについてコントロールを有する人はそのコントロールにより当該third category thingsについて(なんらかの)legal proprietary interestを取

¹² digital files が基本的に digital objects に該当しないとされる理由について、digital files は記録媒体に情報が埋め込まれたものであるところ、当該埋め込まれた情報部分は記録媒体から切り離して処分することは実際上できないことから property としての価値を有しない旨指摘されていること (M.G.Bridge, Louise Gullifer, Kelvin F.K.Low, Gerard McMeel, The Law of Personal Property, Third Edition, Thomson Reuters/Sweet & Maxwell, London, 2022・211 頁) が参考になる。

¹³ Final Report 5.77

¹⁴ 最も優越した title が一般に ownership と呼ばれている (Final Report 5.45)。

¹⁵ third category things についてコントロールを有する者の法的地位については、things in possession について possession を有する人の法的地位に類似したものとする立場 (多数説) (Final Report 5.39) と、things in action についてコントロールを有する人の法的地位に類似したものとする立場 (少数説) (Final Report 5.40) があり、後者の立場に立てば、「コントロール」から優越する title に劣後する proprietary interest が生じるということはないとされる (Final Report 5.80)。Final Report では、前者の立場か後者の立場かは明らかにすることなく、優越する legal title とは別に、コントロール自体からそれに劣後する一定の proprietary interests が生じ得るということを結論として述べている。

得することがあり得、かかるlegal proprietary interestは、一定の場合には、それに優越するlegal titleとは別にそれと劣後して存在することとなる」との結論を述べている(Final Report 5.104)。

なお、Final Reportは、digital objectの移転においてコントロールの移転がどのように関係するかについて一般的には述べていないが、crypto tokenに関しては、移転させる当事者の意思と、オフチェーンにおけるコントロールの移転又はオンチェーンにおける移転機能を利用したコントロール状態の変化によって移転の効力が生じるとの結論を述べている(Final Report 6.47)。

(b) 善意取得

コモンロー上の、special defense of good faith purchaser for value without noticeが、オンチェーンでcrypto tokenの移転を受けた者に適用されるとされ、この理はthird category thingsの移転においても適用されるとされた(Final Report 6.124)。

(c) 預託

digital objectを預かったカストディアンが当該digital objectについてコントロールを有することに基づく一定のproprietary interestを持つ一方、預託者がそれに優越するlegal titleを有するという形での預託関係の構築が可能であるとされた(Final Report 7.115)。

(d) 担保取引

Final Reportは、一定のcrypto token、crypto assetについての担保の設定、管理、実行をより適切かつ明確化するための法的枠組みを定める立法措置を政府に求めている(Final Report 8.161)。

5 日本法に基づく議論への示唆

(1) crypto tokenの私法上の位置づけ

ユニドロウの本原則、改正UCC及びLaw CommissionのFinal Report(以下併せて「本原則等」という。)に共通する最も基本的な方向性は、デジタル資産、CER及びdigital object(以下併せて「デジタル資産等」という。)を、property rights、即ち日本法においては物権に代表される支配権に相当すると考えられる権利の客体として認めていこうという点にある。デジタル資産等の外延は後述のとおり必ずしも明確ではないが、crypto token(典型的には暗号資産)がこれに該当することは疑いがないところであり、本原則等は、少なくともcrypto tokenについてはproperty rightsの客体として認めていこうという方向性を示したものといえる。

日本においては、ユニドロウが“Digital Assets and Private Law”のプロジェクトを始動させた2020年より以前に、暗号資産の私法上の性質についてかなり詳細な議論が行われ、その中で、暗号資産の帰属・移転に、物権法又は物権法に準じる規律を適用すべきとする考え方及び物権・債権を含む財産権に共通して適用される規律を適用すべきとの考え方が提唱されていたが、いずれも現行法の解釈論としては難しいのではないかと指摘を受けていた¹⁶。

かかる日本における議論の後に行われた海外における議論の大きな流れが、crypto tokenについてproperty rightsの客体として認めていこうということである以上、かかる流れを踏まえ、あらためて暗号資産を含むcrypto tokenの私法上の位置づけについて立法上の手当も含め検討を始めるべきではなからうか。また、本原則等は、デジタル資産等に対するコントロールを日本法における占有に類する概念と位置づけ、善意取得制度の適用を認めるとともに、預託や担保取引など様々な場面におけるコントロールの法的効果について規定を設けあるいは提言を行っている。もし、今後日本において、crypto tokenの帰属、移転に物権法に準じる規律を適用することが検討されるなら、本原則等でなされているコントロールの法的効果についての規定、提言は大いに参考になるように思われる。

(2) 他の資産にリンクするcrypto token

日本においては、他の資産にリンクするcrypto tokenとして、金融商品取引法に定められたセキュリティトークン(金商法2条2項各号に掲げる権利(信託受益権、集団的投資スキーム持分等)を表示するトークン及び同法2条1項に掲げる有価証券のうち同条2項所定のもの(株券、社債券、投資信託受益証券等)に表示されるべき権利を表示するトークン)、アート作品やゲームアイテム等に紐づきたいわゆるNFT等が発行されている。また、資金決済法において新たに定められた電子決済手段の一類型として、トークンに表示

¹⁶ 金融法委員会「仮想通貨の私法上の位置づけに関する論点整理」(2018年12月12日) 8-9頁

される特定信託受益権がいわゆるステーブルコインとして活用されることが期待されている。

しかし、これらのトークンに対するコントロールの保有、移転がリンク先の資産に係る権利の取得、行使、移転にどのように関係するかについて、法律上の手当はなく、専ら当事者間の契約上の取り決めに依拠していることから、特に流通の場面において不確実性が残っている。

改正UCCは、債務者が当該債務に係る債権を表示するCERにつきコントロールを持つ者に対し支払うことを約した一定の種類債権(CA等)について、当該CERについてのコントロールを当該債権についてのコントロールとみなし、かかるコントロールについて、それに対する信頼を善意取得及び支払免責という形で保護するとともに担保権設定の対抗要件としても活用するものである。

トークンとリンク先資産の関係についての法律上の手当については様々な形が考えられるが、改正UCCにおけるCA等に関する定めはその一つの実例として参考になろう。

(3) デジタル資産等の外延

本原則等がproperty rightsの客体とすべきことを提唱するデジタル資産等の外延は必ずしも明確ではなく、例えば、デジタルファイルに関しては、ユニドロワの本原則では、デジタル資産に含まれるとされるが、Law CommissionのFinal Reportでは、digital objectに基本的には含まれないが技術の進展により含まれる可能性はあるとされている。

日本において、改正UCCにおけるCERのように暗号資産や他の資産を表示するトークン以外の電子的記録も含む形で、その私法上の位置づけについて立法上の手当を行う場合は、その外延を具体的にどのように画すかが重要な問題となる。この点は本原則等においても一義的に明らかではなく、本原則等に関して行われた議論の内容をより詳細に検討する必要がある。

また、日本においては、暗号資産が信託の対象となることについては異論はないが、暗号資産以外のデータが信託の対象となり得るか、なり得るとしていかなるデータが信託の対象となるかという点については議論がある。英米法では信託の対象はpropertyであるところ、デジタル資産等がpropertyに含まれることとなるなら、信託の対象ともなり得ることとなる。日本法における信託の対象を英米法における信託の対象と一致させる必要はないが、英米法において暗号資産以外にも一定の形態の電子的記録がpropertyに含まれ、その結果信託の対象ともなるということになれば、それは日本法における議論にも一定の影響を与えるものと思われる。その意味でも、本原則等においてcrypto token以外にいかなる電子的記録がpropertyに含まれると考えられているかを探求することは意義があると考えられる。

以上

シティユーワ法律事務所

弁護士 後藤 出 オブ・カウンセル
izuru.goto@city-yuwa.com

弁護士 池辺 健太 パートナー
kenta.ikebe@city-yuwa.com